【契約にあたっての留意事項】

（注１）

本項は税務代理に該当し、納税義務確定及び履行に関する手続きを一貫して行うこととなる。

（注２）「その他、上記に付随する一切の業務」

会社定款の目的では、最後に上記のような表現がされる。しかし、業務を受諾する側で、このような表現をすると、すべて付随する業務は税理士の仕事となって、責任の範囲は広がり、また、付随業務のすべての報酬も第３条の金額に含まれることになるのでこのような表現はしないこと。

（注３）「報酬は乙が定める報酬規定に基づく」とあるのは、関与先から報酬の計算の根拠を問われたときのために、「報酬規定」を作成しておいた方が良いという考えに基づいたものである。独自の報酬規定を作成していない場合には、「報酬は以下のとおりとする。」という表現にするしかないが、上記の問に答えられる準備は必要である。

（注４）税理士業務には申告書、各種申請書などの提出期限があり、いわば「納期」が存在する。期限間際では通常に要求される高度注意業務の履行は不可能であり、この資料持参遅延による不利益については、その原因となった依頼者に責任負担のあることを求めた。

（注５）税理士には説明・報告・忠実義務を明確にして高度注意義務を発揮すべき義務を課し、依頼者にはこの報告と自らの判断についての結果責任の負担を求めた条項である。税理士には業務を行う上での責任を、また、これを受けた委任者には判断し承諾をした事項についての自己責任を明確にし、よりよい納税義務の実現に向けて両者の責任のバランスを図ったものである。

（注６）開業税理士が自ら主宰する会計法人を併設し、会計業務を委任する場合には、税理士法第３８条の「守秘義務」を担保するために明記することが望ましい。また、税理士事務所と会計法人の間での業務委託契約書は作成しておくことが望ましい。

※顧問契約書の作成については、関与先とのトラブル等を引き起こす可能性があるので、各事務所の責任において内容を慎重に検討したうえで、作成、運用願いたい。